

面会・外出・外泊等対応の変更について (お知らせ)

4月10日から実施していた面会禁止等の措置を、下記のとおり変更することといたします。

【面会】

体温が**37.5度未満**で感冒症状等がない方で、面会の方やそのご家族等が、2週間以内に「新型コロナウイルス感染症の**新規感染者が確認された都道府県**」への往来がなかった場合、次の条件で**面会可**とします。

- ・面会できる方は、**大人(高校生以下は不可)2人まで**とします。
- ・面会時間は、**1家族15分以内**とします。
- ・面会場所は、原則として相談室等とします。
- ・面会場所が限られるため、**事前予約**をお願いします。

【外出・外泊】

毎日の健康確認をおこなったうえで、**ご自宅への外出・外泊は可**とします。ただし、ご家族等が外出・外泊前2週間以内に、体温が**37.5度以上の発熱**や感冒症状があった場合、または「**新型コロナウイルスの新規感染者が確認された都道府県**」への往来があった場合は**不可**とします。

また、外出・外泊先でご本人やご家族等が、**新型コロナウイルスの感染者と接触があった**場合は、接触があった日から濃厚接触者か否かが判断されるまでの期間は、**帰院を認めない**こととします。

更に、**濃厚接触者と判断された**場合は、保健所の指示のもと健康観察期間が終了するまでの期間は、**帰院を認めない**こととします。

なお、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、院内感染防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



令和2年6月18日
岩手県立療育センター所長